

100人のNEWS

衆議院議員松原仁先生ご入会

皆さん大変よくご存知の衆議院議員松原仁先生に当会の顧問としてご入会いただきました。

松原先生は、拉致問題の第一人者として外交委員会で活躍されていることは皆様ご存知と想いますが、教育面でもたいへん素晴らしい質問をされておられます。今回は議員の教育面での活躍を紹介いたします。

衆一 外務委員会 平成17年05月18日

○松原委員 民主党の松原仁であります。

質問に入るわけですが、その前に、今の御質疑にありますが、私たちは日本の歴史の中で今日生きていくわけです。この靖国問題がさまざま議論になつたりする中で、その一つの問題点はA級戦犯といふことになつるかと思つておりますが、このA級戦犯をA級戦犯だらしめた決定的な議論といふのは、東京裁判から生まれているわけでもあります。

この東京裁判について、これはもう外務大臣である町村大臣におかれては当然熟知をしておられると思うんですが、私たちは、日本の国益という立場から、さまざまなものを知っておかなければいけない。

No. 166
教育再生
地方議員百人と
市民の会
発行・編集
教育再生地方議員百人と市民の会
事務局 増木重夫
大阪府吹田市古江台
2-10-13
TEL06-6835-0913
FAX06-6835-0974
<http://www1.ocn.ne.jp/~h100prs/>

特に、あの東京裁判のときに、日本は無罪であるといふふうについて日本の戦争無罪論を書いた、インド代表の判事であったパール判事、この日本の戦争無罪論という書物について、町村大臣はお読みになったことがあるかどうか、差し支えなければ教えていただきたいと思つます。

○町村国務大臣 大分前に一回、目を通した記憶がありますが、大分記憶力も低下をしてきておりますものですから、余り詳細なことは覚えておりません。

ただ、こういう議論を国際の場で、しかも戦後直後のああいふ場になつて、その見識の高さといふまじょうか信念の強さといふまじょうか、それには改めて敬服の念を持ったという印象が残つていふことだけは確かでございます。

○松原委員 このパール判事の議論というのは、罪刑法定主義といふんですか、既にある罪状でそのときの罪は決めるのであって、後づけの罪状で遡及しないといふ当たり前のことを含め、さまざま論点から東京裁判の違法性を参加した判事として訴え、こついった違法な裁判は認められないといふ彼はインドに帰つたわけでもあります。

私は、事の真実、事のよしあしといふのはきちつと議論をされるべきだと思つておりますが、そついった意味において、少なかつとも、これだけ靖国問題やA級戦犯といふ問題が議論になつていふ中において、このパール判事のあ

れだけの大著を、私もまだその抄訳しか読んでおりませんが、こついった大著について、やはり外務省の皆さんも、それは当然知つていふ一つの情報として、そついったものを踏まえ、この靖国問題等に対して対処するべきだと思つますが、御所見をお伺いいたしま

○町村国務大臣 もし誤解があつたらば正しておきたいと思つますが、立派な見識のある方だといふことでございます。ただ、そのこと、では極東裁判そのものを否定すること、では極東裁判そのものを否定すること、かと言われれば、確かに罪刑法定主義、遡及しないといふ一つのそれは法律の大原則にのつとつてパールさんの御議論は展開されているんだらうと思つますけれども、それはそれとして、しかし私も、日本が国際社会に復帰する一つのプロセスとして、あの極東裁判といふものがあり、その結果を受け入れ、日本が講和を結び、そして独立国になつていったといふプロセスを考えたときに、

今、日本としてあの極東裁判そのものを全否定するといふことには、それはならないんだらう、私はそつ考えております。

いろいろな議論があることを承知した上で、私も極東裁判の結果としてそれは受け入れるべき性格のものである、私自身はそつ考えております。

○松原委員 受け入れる、受け入れないではなく、私が今申し上げたのは、こついついふうなパールさんのような議論もあることを踏まえて、靖国問題について考える場合、さまざまに検討するべきだといふことを御示唆申し上げた次第であります。

衆一 決算行政監視委員 平成17年5月17日

== 抜粋 ==

○松原分科員 私は、国を愛する、もしくは日本の伝統、文化を継承する、日本の伝統、文化が価値があるからこそ継承するわけであつて、我々は日本の伝統、文化に誇りを感じるから継承するんであつて、その誇りと価値、そついったものは、要するに、やはりみずからの誇りを感じるような教育の中において初めてそれの子供は体得するわけだと思つたんですね。

例えば、日本のまさに近隣諸国と言われる国々の中においては、日本のことについて極めてマイナスに教育をしているところもあるといふふうにも言われております。本当はそついった他の近隣諸国の教科書についてはチェックをするべきだと私は思つたんです。

実は、私の兄が北京大学に二年間留学をして、そのときに向こうに行って、子供が、女の子二人いたんですが、北京の小学校に通つていふわけです。石を投げられると、何で石を投げられたんだ、こついつい話であります。

それはやはり、簡単に言えば、教科書の中身に問題があるわけでありまして、それだけの、いわゆる向こうの無事の子供たちが勉強してきて、日本に対しての反日的な感情を持つような教科書が、少なくとも今からあれば七、八年前であります、十分に行われて、今でも恐ろしくそついったものがあるのではないかとこついつい危惧を私は持つております。今度、ぜひ文部科学省の皆さんもこれは勉強してほしいわけでありまして、何か注文を出したりすることは今までもありましたか。なかつたと思つたんですが、もしわかれば答弁をお願いします。